島尻郡南大東村　同郡北大東村

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

○厚生労働省告示第二百九十二号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第二第一号中「子宮腺筋症核出術」を「子宮腺筋症核出術」に改め、同号イ中「子宮腺筋症」を「子宮腺筋症」に改め、同第四号から第八号までを削り、同第九号中「造血器腫瘍細胞」を「造血器腫瘍細胞」に改め、同号イ中「悪性リンパ腫又は多発性骨髄腫」を「悪性リンパ腫又は多発性骨髄腫」に改め、同号を同第四号とし、同第十号を同第五号とし、同第十一号を削り、同第十二号ロ⑵④中「届出後」の下に「（届出月以降をいう。以下同じ。）」を加え、同号を同第六号とし、同第十三号及び第十四号を削り、同第十五号ロ⑴②中「形成外科専門医」の下に「（社団法人日本形成外科学会（昭和六十一年八月一日に社団法人日本形成外科学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）」を、「脳神経外科専門医」の下に「（社団法人日本脳神経外科学会（平成十五年十二月四日に社団法人日本脳神経外科学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）」を、「眼科専門医」の下に「（財団法人日本眼科学会（昭和三年四月二十六日に財団法人日本眼科学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）」を、「耳鼻咽喉科専門医」の下に「（社団法人日本耳鼻咽喉科学会（昭和二十八年四月一日に社団法人日本耳鼻咽喉科学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）」を、「口腔外科専門医」の下に「（社団法人日本口腔外科学会（平成三年十月二十五日に社団法人日本口腔外科学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）」を加え、同号を同第七号とし、第二中第十六号を削り、第十七号を第八号とし、第十八号から第二十号までを九号ずつ繰り上げ、同第二十一号ロ⑴②中「神経内科専門医」の下に「（有限責任中間法人日本神経学会が認定したものをいう。以下同じ。）」を加え、同号を同第十二号とし、同第二十二号を削り、同第二十三号を同第十三号とし、同第二十四号イ中「結膜腫瘍」を「結膜腫瘍」に改め、同号を同第十四号とし、第二中第二十五号を第十五号とし、第二十六号から第二十八号までを削り、第二十九号を第十六号とし、第三十号を第十七号とし、同第三十一号イ中「骨軟部腫瘍切除後」を「骨軟部腫瘍切除後」に改め、同号を同第十八号とし、同第三十二号を削り、同第三十三号中「マントル細胞リンパ腫」を「マントル細胞リンパ腫」に改め、同号を同第十九号とし、同第三十四号中「抗悪性腫瘍剤」を「抗悪性腫瘍剤」に改め、同号イ中「悪性脳腫瘍」を「悪性脳腫瘍」に改め、同号を同第二十号とし、第二中第三十五号を第二十一号とし、第三十六号を削り、第三十七号を第二十二号とし、第三十八号を第二十三号とし、第三十九号を削り、同第四十号中「泌尿生殖器腫瘍後腹膜リンパ節転移」を「泌尿生殖器腫瘍後腹膜リンパ節転移」に改め、同号イ中「泌尿生殖器腫瘍」を「泌尿生殖器腫瘍」に改め、同号を同第二十四号とし、第二中第四十一号から第四十三号までを削り、第四十四号を第二十五号とし、第四十五号を第二十六号とし、第四十六号から第四十九号までを削り、同第五十号イ中「胃潰瘍又は十二指腸潰瘍」を「胃潰瘍又は十二指腸潰瘍」に改め、同号ロ②中「消化器病専門医」の下に「（財団法人日本消化器病学会（昭和二十九年七月十六日に財団法人日本消化器病学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）」を加え、同号を同第二十七号とし、同第五十一号を同第二十八号とし、同第五十二号ロ②中「歯科保存治療専門医」の下に「（特定非営利活動法人日本歯科保存学会が認定したものをいう。以下同じ。）」を加え、同号を同第二十九号とし、同第五十三号イ中「骨腫瘍又は骨腫瘍掻爬術」を「骨腫瘍又は骨腫瘍掻爬術」に改め、同号を同第三十号とし、同第五十四号及び第五十五号を削り、同第五十六号ロ⑴②中「歯周病専門医」の下に「（特定非営利活動法人日本歯周病学会が認定したものをいう。）」を加え、同号を同第三十一号とし、同第五十七号を同第三十二号とし、同第五十八号から第六十号までを削り、同第六十一号ロ⑴②中「呼吸器専門医」の下に「（社団法人日本呼吸器学会（平成十四年八月二十二日に社団法人日本呼吸器学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）」を、「呼吸器外科専門医」の下に「（特定非営利活動法人日本胸部外科学会又は特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）」を、「消化器外科専門医」の下に「（有限責任中間法人日本消化器外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）」を、「がん薬物療法専門医」の下に「（特定非営利活動法人日本臨床腫瘍学会が認定したものをいう。）」を加え、同号を同第三十三号とし、同第六十二号中「自己腫瘍・組織」を「自己腫瘍・組織」に改め、同号を同第三十四号とし、同第六十三号中「自己腫瘍・組織」を「自己腫瘍・組織」に改め、同号を同第三十五号とし、同第六十四号ロ⑴②中「総合内科専門医」の下に「（社団法人日本内科学会（大正十四年十月十四日に社団法人日本内科学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）」を加え、同号を同第三十六号とし、第二中第六十五号を削り、第六十六号を第三十七号とし、第六十七号を削り、第六十八号を第三十八号とし、第六十九号から第七十一号までを三十号ずつ繰り上げ、同第七十二号イ中「甲状腺髄様癌」を「甲状腺髄様癌」に改め、同号を同第四十二号とし、同第七十三号を同第四十三号とし、同第七十四号を削り、同第七十五号ロ⑴②中「精神保健指定医」の下に「（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十八条第一項に規定する精神保健指定医をいう。）」を加え、同号を同第四十四号とし、同第七十六号イ中「潰瘍」を「潰瘍」に改め、同号を同第四十五号とし、同第七十七号ロ⑴②中「補綴歯科専門医」の下に「（社団法人日本補綴歯科学会（平成十七年三月十六日に社団法人日本補綴歯科学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）」を加え、同号を同第四十六号とし、同第七十八号を削り、同第七十九号を同第四十七号とし、同第八十号を削り、同第八十一号ロ⑴②中「皮膚科専門医」の下に「（社団法人日本皮膚科学会（昭和二年四月二十八日に社団法人日本皮膚科学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）」を加え、同号を同第四十八号とし、同第八十二号中「網膜芽細胞腫の患者又は遺伝性網膜芽細胞腫」を「網膜芽細胞腫の患者又は遺伝性網膜芽細胞腫の遺伝子診断」に改め、同号イ中「網膜芽細胞腫の患者又は遺伝性網膜芽細胞腫」を「網膜芽細胞腫の患者又は遺伝性網膜芽細胞腫の遺伝子診断」に改め、同号を同第四十九号とし、第二中第八十三号を第五十号とし、第八十四号を第五十一号とし、第八十五号及び第八十六号を削り、第八十七号を第五十二号とし、第八十八号を第五十三号とし、第八十九号を第五十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十五　急性リンパ性白血病細胞の免疫遺伝子再構成を利用した定量的ＰＣＲ法による骨髄微小残存病変（ＭＲＤ）量の測定

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

急性リンパ性白血病（ＡＬＬ）又は非ホジキンリンパ腫（ＮＨＬ）であって初発時に骨髄浸潤を認めるリンパ芽急性リンパ腫若しくはバーキットリンパ腫

ロ　施設基準

⑴　保険医療機関が自らその全部を実施する場合の当該保険医療機関の施設基準

①　主として実施する医師に係る基準

(イ)　専ら小児科又は内科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

(ロ)　血液専門医であること。

(ハ)　当該療養について三年以上の経験を有すること。

(ニ)　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。